

第4節 刑法犯少年

1 刑法犯少年

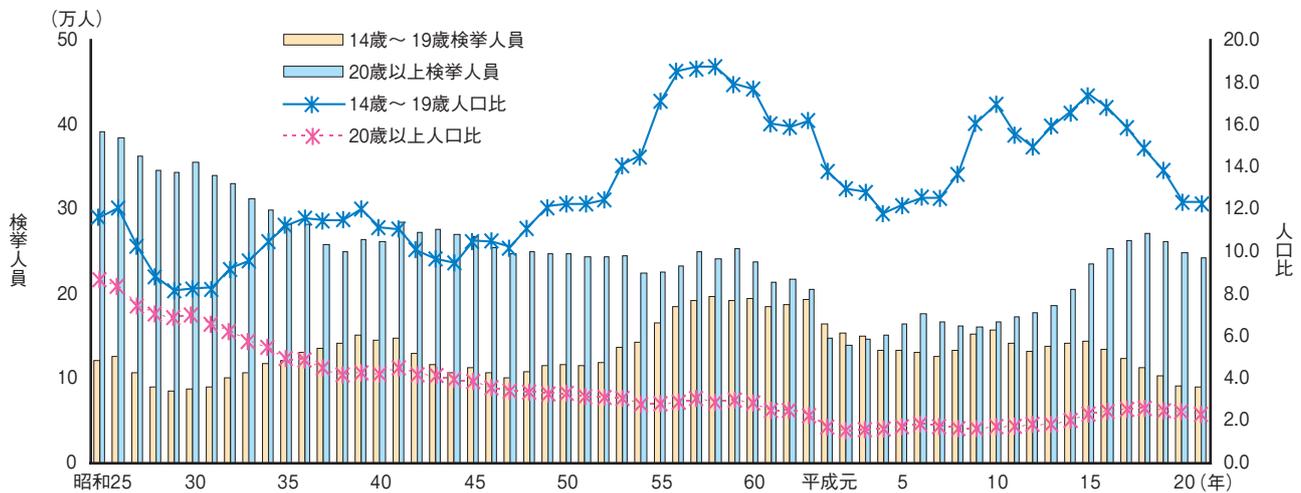
平成21年の刑法犯少年※⁹は、9万282人（前年比684人（0.8%）減）、刑法犯少年の人口比（同年齢層の人口千人当たりの検挙人員をいう。）は12.4（前年と比べ増減なし）であり、成人と比較して人口比で5.4倍となっている（第1-3-24図）。

また、刑法犯総検挙人員に占める少年の割合

は27.1%で、前年に比べ0.3ポイント増加した。

平成21年の触法少年（刑法）の補導人員は、1万8,029人（前年比461人（2.6%）増）、触法少年（特別法）は920人（前年比200人（27.8%）増）であった（第1-3-4表）。触法少年（特別法）について年次推移をみると、平成13年以降増加傾向にある。

第1-3-24図 刑法犯少年の検挙人員、人口比の推移



(注) 1 検挙人員とは、交通業過を除く刑法犯(ただし、昭和40年以前は盗品等に関する罪、住居侵入罪を除く。)で検挙した者をいう。
2 人口比とは、14歳から19歳までの少年人口1,000人当たりの検挙人員をいう。
3 検挙人員には、未遂・予備を含む。

資料：警察庁調べ

第1-3-4表 触法少年及びぐ犯少年の補導人員の推移

(単位：人)

区分	年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
触法少年（刑法）		20,477	20,067	20,477	21,539	20,191	20,519	18,787	17,904	17,568	18,029
触法少年（特別法）		285	214	280	355	401	407	462	608	720	920
ぐ犯少年		1,887	1,811	1,844	1,627	1,657	1,508	1,482	1,379	1,199	1,258

(注) 1 触法少年とは、刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者をいう。
2 ぐ犯少年とは、性格、行状等から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある20歳未満の者をいう。
3 補導人員には、未遂・予備を含む。

資料：警察庁調べ

※9 1 刑法犯少年とは、「刑法」(明40法45)、「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」(昭5法9)、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」(大15法60)、「決闘罪ニ関スル件」(明22法34)、「爆発物取締罰則」(明17太政官布告32)、「航空機の強取等の処罰に関する法律」(昭45法68)、「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」(昭47法17)、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」(昭49法87)、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」(昭53法48)、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」(昭62法103)、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」(平7法78)、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」(平11法136)、「公職にある者のあつせん行為による利益等の処罰に関する法律」(平12法130)、「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」(平14法67)に規定する罪(交通事故に係る業務上(重)過失致死傷、危険運転致死傷を除く。)で警察に検挙された14歳以上20歳未満の者をいう。
2 特別法犯少年とは、上記1以外の罪(交通事故に係る業務上(重)過失致死傷、危険運転致死傷や「道路交通法」(昭35法105)、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」(昭37法145)等の道路交通関係法令に規定する罪を除く。)で警察に検挙された14歳以上20歳未満の者をいう。

(1) 罪種別

刑法犯少年を罪種別にみると、窃盗犯が最も多くなっている（第1-3-25図）。

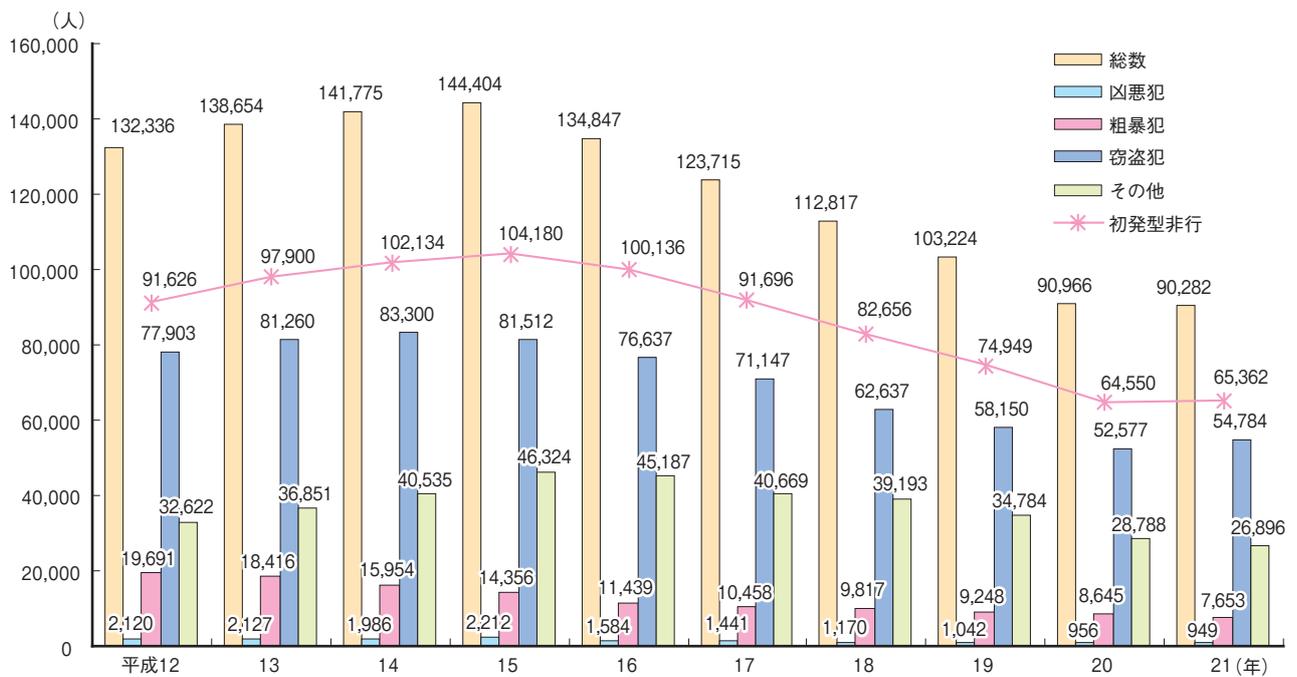
平成21年の刑法犯少年のうち初発型非行（万引き、自転車盗、オートバイ盗及び占有離脱物横領の4罪種をいう。）で検挙した者の数は6万5,362人で、刑法犯少年総数に占める割合は72.4%（1.4ポイント増）となっている。

初発型非行について年次推移をみると、平成16年以降は減少傾向にあったが、平成21年はわずかに増加した。

また、平成21年に凶悪犯で検挙した刑法犯少年は949人で、前年に比べ7人（0.7%）減少した。罪種別にみると、強盗が696人と最も多いが、前年に比べ17人（2.4%）減少した。殺人の検挙人員は50人で、前年と比べ増減はなく、強姦の検挙人員は120人で、前年に比べ7人（5.5%）減少した。

平成21年に粗暴犯で検挙した刑法犯少年は7,653人で、前年に比べ992人（11.5%）減少した。罪種別では、傷害による検挙人員が4,795人で最も多い。

第1-3-25図 刑法犯少年の包括罪種*10別検挙人員の推移



(注) 初発型非行とは、万引き、自転車盗、オートバイ盗及び占有離脱物横領の4罪種をいう。
資料：警察庁調べ

※10 包括罪種とは、刑法犯を「凶悪犯（殺人、強盗、放火、強姦）」、「粗暴犯（暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合）」、「窃盗犯（窃盗）」、「知能犯（詐欺、横領（占有離脱物横領罪を除く。）、偽造、汚職、背任、「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪）」、「風俗犯（賭博、わいせつ）」、「その他の刑法犯（公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊等上記に掲げるもの以外の刑法犯）」の6種に分類したもの。

(2) 年齢別

刑法犯少年を年齢別にみると、中学校から高等学校への移行年齢でもある15歳が最も多く、次いで14歳、16歳の順となっており、14歳から16歳までの年齢層で刑法犯少年全体の67.6%を占めている（第1-3-26図）。

刑法犯少年を学職別にみると、高校生が3万4,857人（38.6%）で最も多く、次いで中学生が3万15人（33.2%）となっている。

2 道路交通法違反等

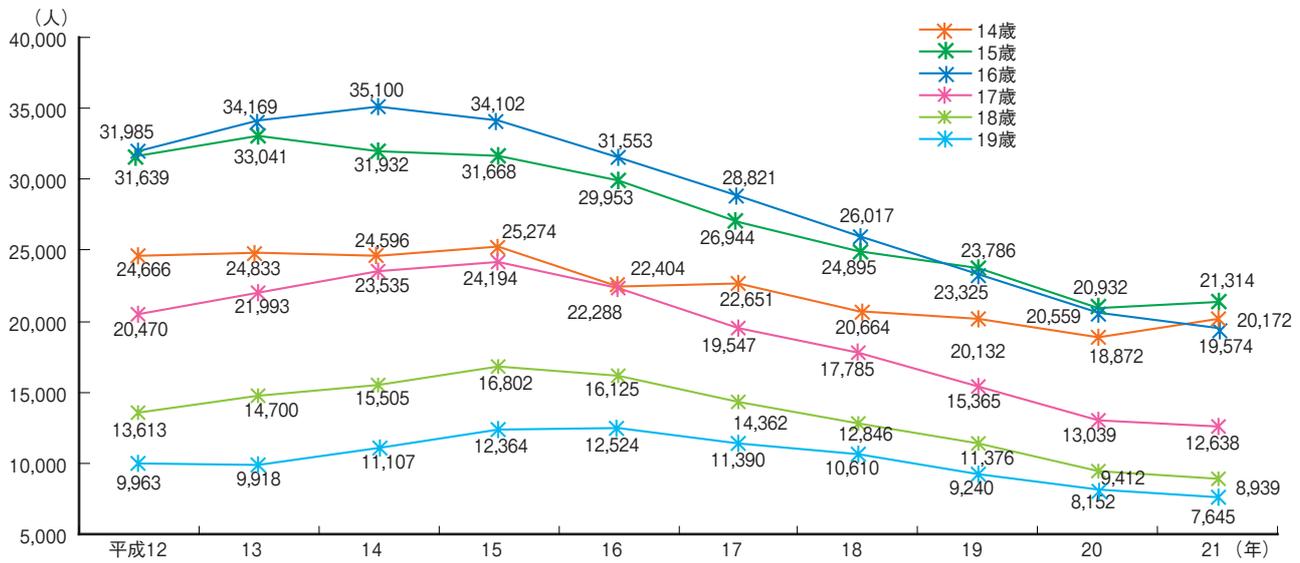
(1) 自動車運転過失致死傷等

平成21年に自動車運転過失致死傷等で検挙した少年は2万4,236人で、前年に比べ1,587人（6.1%）減少した（第1-3-27図）。

(2) 道路交通法違反

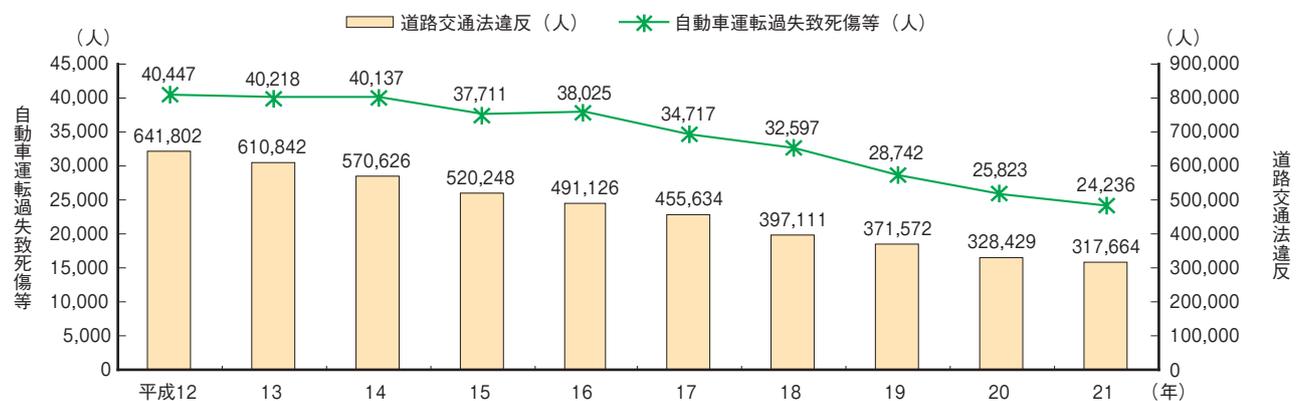
平成21年に、道路交通法違反で検挙した少年は31万7,664人で、前年に比べ1万765人（3.3%）減少した（第1-3-27図）。また、平成12年の64万1,802人と比べると、32万4,138人（50.5%）減少している。

第1-3-26図 刑法犯少年の年齢別検挙人員の推移



資料：警察庁調べ

第1-3-27図 道路交通法違反に係る少年の検挙人員の推移



(注) 「自動車運転過失致死傷等」とは、平成12年から平成18年までは「交通事故に係る業務上(重)過失致死傷」をいい、自動車運転過失致死傷罪が新設された平成19年以降は「自動車運転過失致死傷」及び「交通事故に係る業務上(重)過失致死傷」をいう。

資料：警察庁調べ